

○蒲郡市予防接種事業に関する一部負担金徴収規則

平成26年10月1日

規則第52号

改正 平成29年4月1日規則第42号

平成31年3月29日規則第26号

蒲郡市インフルエンザ予防接種事業の実施に関する規則（平成26年蒲郡市規則第25号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、市長が行う予防接種（以下「予防接種」という。）に要する経費の一部（以下「一部負担金」という。）の徴収について必要な事項を定めるものとする。

（予防接種の種類及び一部負担金の額）

第2条 予防接種の種類及び一部負担金の額等は、別表に掲げるとおりとする。

（一部負担金の徴収）

第3条 市長は、予防接種を受ける者（以下「被接種者」という。）又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条に定める扶養義務者をいう。）から一部負担金を徴収するものとする。

2 一部負担金は、被接種者が予防接種を受診する際に市の定める方法により徴収するものとする。

（一部負担金の免除）

第4条 市長は、被接種者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、一部負担金を免除することができる。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯に属する者

（2）予防接種を受けた日の属する年度の前年度の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）が非課税の世帯に属する者

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(4) その他市長が特に必要があると認める者

(平29規則42・一部改正)

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成27年3月31日までの間における別表の規定の適用については、同表肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項中「65歳の者」とあるのは「平成26年3月31日において100歳以上の者及び同年4月1日から平成27年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者」とする。

3 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間における別表の規定の適用については、同表肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項中「65歳の者」とあるのは、「65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。

(対象者の特例)

4 別表肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項中「65歳の者」とあるのは、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間においては「平成31年3月31日において100歳以上の者及び同年4月1日から平成32年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者」と、同年4月1日から平成36年3月31日までの間においては「65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は1

00歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。

(平31規則26・追加)

附 則 (平成29年規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年規則第26号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

予防接種の種類	対象者	予防接種の回数	一部負担金の額
インフルエンザ	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの	年1回	1,000円
肺炎球菌感染症 (高齢者がかかるものに限る。)	(1) 65歳の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの	1回	2,000円